



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ⑫ ●
高額医療・高額介護合算制度について

今回は『高額医療・高額介護合算制度』について説明します。

この制度は、「医療」と「介護」の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するためのものです。1年間に支払った「医療にかかった費用」と「介護にかかった費用」の自己負担を合計し、限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

各医療保険の自己負担額

「月額」で限度額が設けられています

介護保険の自己負担額

「月額」で限度額が設けられています

高額医療・高額介護合算制度

それぞれ合算し、「年額」で限度額を設けます

※医療保険および介護保険の自己負担限度額（月額）を超えて支給された金額は除く。

※食費・居住費や差額ベッド代については合算の対象外。

◆限度額について

- 年齢や世帯の所得に応じて限度額が決まります。

<自己負担限度額（年額：毎年8月1日～翌年7月31日）>

所得区分	長寿医療制度 後期高齢者医療保険	国保または被用者保険 (70～74歳の方がいる世帯)	国保または被用者保険 (70歳未満の方がいる世帯)
現役並み所得者	67万円	67万円	—
— 一般	—	—	126万円
上位所得者	56万円	56万円	67万円
低所得者 (住民税非課税世帯)	II	31万円	34万円
	I	19万円	

<所得区分について>

【現役並み所得者】保険証または受給者証の負担割合が「3割」となっている場合

【上位所得者】基礎控除後の合計所得600万円以上の場合

【一般】住民税課税世帯で他の所得区分に属さない場合

【低所得者】IIは住民税非課税世帯で低所得者Iでない場合

Iは住民税非課税世帯で世帯全員の所得が一定以下（年金収入80万円以下など）の場合

※詳しくは医療保険者にお問い合わせください。

◆申請について

- 加入している医療保険の窓口へ申請してください。（原則として介護保険係への申請手続きは必要ありません。）平成21年8月～平成22年7月分について、支給の対象となる被保険者の方には、医療保険者より申請のお知らせをする予定ですので、しばらくお待ちください。（被用者保険の方は各事業所または医療保険者へお問い合わせください。）

介護保険料は大切な財源です。納付期限までにお納めを ～安心で便利な口座振替を！～

【お問い合わせ】本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(直通)